

出張講習のご案内

刈払機取扱い作業者安全衛生教育

刈払機は林業だけではなく、造園業、建設工事、土木工事など幅広い分野で使用されています。刈払機の使用において、転倒及び刈刃は非常に高速で回転するため、刈刃の跳ね返り等による作業中の事故が多く発生しています。

労働安全衛生法では、刈払機を操作する際の資格として「事業者が労働者に刈払機を使用させる際には、刈払機取扱い作業者の安全衛生教育を受講させること」と規定されています。

(平成12年2月16日 基発第66号)

<講習開催日> 6月13日(水) 8時30分受付け、9時開講

<定員・講習料> 30名 10,000円(テキスト代、消費税含む)

<講習会場> リージョンプラザ上越

新潟県上越市下門前 446-2



<カリキュラム> *1日の講習です

| 科目(学科) | 範囲 | 時間 |
|------------------|----------------------|-----|
| 刈払機に関する知識 | (1)刈払機の構造及び機能の概要 | 1.0 |
| | (2)刈払機の選定 | |
| 刈払機を使用する作業に関する知識 | (1)作業計画の作成等 | 1.0 |
| | (2)刈払機の手配 | |
| | (3)作業の方法 | |
| 刈払機の点検及び整備に関する知識 | (1)刈払機の点検・整備 | 0.5 |
| | (2)刈刃の目立て | |
| 振動障害及びその予防に関する知識 | (1)振動障害の原因及び症状 | 2.0 |
| | (2)振動障害の予防措置 | |
| 関係法令 | (1)労働安全衛生関係法令中の関係条項等 | 0.5 |
| 合計 | | 5.0 |

| 科目(実技) | 範囲 | 時間 |
|---------|-----------------------|-----|
| 刈払機の作業等 | 刈払機の手配、作業方法、点検・整備の方法等 | 1.0 |
| 合計 | | 1.0 |

注)受講者が少数の場合、中止することもありますのでご了承ください。

合計 6.0時間

お問合せ・お申込みはこちらまで!

キャタピラー教習所株式会社 新潟教習センター

TEL 025-232-7611 FAX 025-232-7612

〒950-1195 新潟県新潟市西区山田 2307 番地 108 (日本キャタピラー新潟営業所内)

リージョンプラザ 交通アクセス



【駐車場】

